

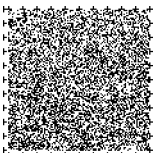
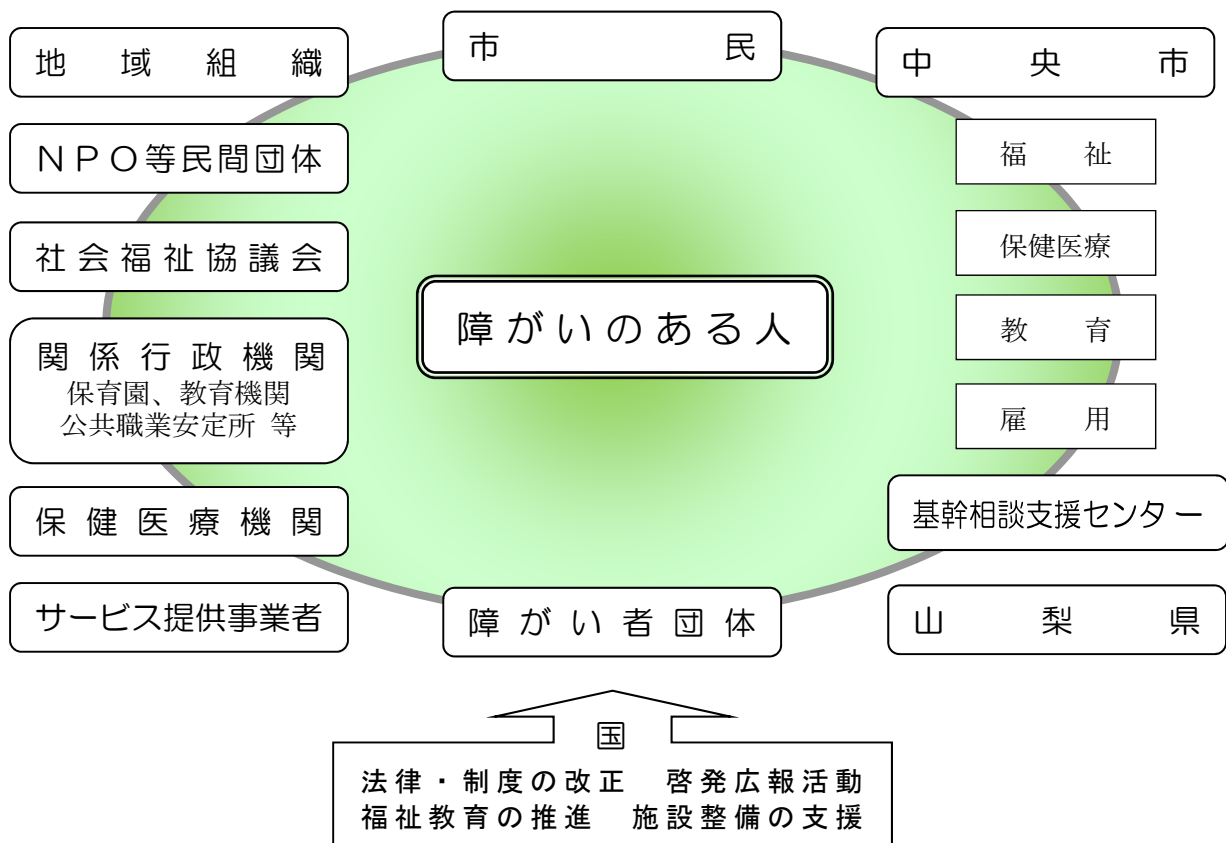
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域で支え合いながら、
安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現

平成 23 年に『障害者基本法』が一部改正されたことや、平成 25 年に『障害者自立支援法』から『障害者総合支援法』に改正されたことを踏まえ、両法律の目的や基本理念で掲げている“共生する社会”を実現するため、中央市障がい者計画・第3期障がい福祉計画の基本理念に“共生”の文言を追加し、【地域で支え合いながら、安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現】を、本計画の基本理念とします。

< 基本理念実現のための支え合い体制 >



2 基盤整備に関する基本的な視点

本計画の数値目標や計画の推進にあたっては、国が提示した基本的な指針を踏まえて、本計画の基本理念を実現するため、次に掲げる4点に配慮して、サービス提供体制の総合的かつ計画的な整備を推進します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本的な考えとして、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

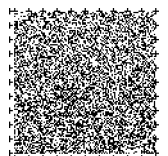
障がいのある人が、住み慣れた地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となって提供体制の整備を進めます。また、『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』に基づき、障がい福祉サービスの対象となる範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及び難病患者等とし、サービスの充実を図り、県の広域的な事業や適切な支援等を通じて、地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均等化を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設又は病院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービスの拠点づくり、NPO等によるサービス提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある児童へのサービス体制については、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、『児童福祉法』に基づく障害児通所支援の整備についても本計画に定め、障がいのある児童及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の確保に努めます。



3 障がい福祉サービス等の体系

『障害者総合支援法』によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての“指定障がい福祉サービス（自立支援給付）”と“相談支援”及び“地域生活支援事業”に大別されます。

“地域生活支援事業”については、利用料を含む具体的な内容を市町村が主体となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、適切なサービスメニューを実施していきます。

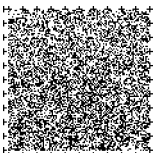
また、障害児通所支援は、『障害者自立支援法』による児童デイサービス等における根拠規定が、平成24年4月より一本化されて体系が再編されています。

【障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの体系】

指定障がい福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等包括支援	地域生活支援事業	必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 ⑥ 意思疎通支援事業 ⑦ 日常生活用具給付等事業 ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 ⑨ 移動支援事業 ⑩ 地域活動支援センター事業	
	日中活動系サービス	① 生活介護 ② 自立訓練（機能訓練） ③ 自立訓練（生活訓練） ④ 就労移行支援 ⑤ 就労継続支援（A型） ⑥ 就労継続支援（B型） ⑦ 療養介護 ⑧ 短期入所（ショートステイ）			任意事業	① 日中一時支援事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 身体障害者更生訓練費等給付事業 ④ 身体障害者就職支度金給付事業 ⑤ 福祉ホーム入居者自立支援事業 ⑥ 身体障害者自動車運転免許取得費助成・身体障害者用自動車改造費助成 ⑦ 障害者情報バリアフリー化事業
	居住系サービス	① 共同生活援助（グループホーム） ② 施設入所支援				
相談支援	① 計画相談支援 ② 地域移行支援 ③ 地域定着支援					

【児童福祉法に基づくサービスの体系】

障がい児支援 （障害児通所支援・ 障害児相談支援）	① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス ④ 保育所等訪問支援 ⑤ 障害児相談支援
---------------------------------	--



4 平成29年度の目標値

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設及び病院から地域生活への移行や就労への支援等の対応をする必要があります。国の基本指針に即し、第3期計画の進捗状況を踏まえ、以下に掲げる3項目について、それぞれ平成29年度を目標年度とする成果目標を設定します。

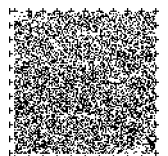
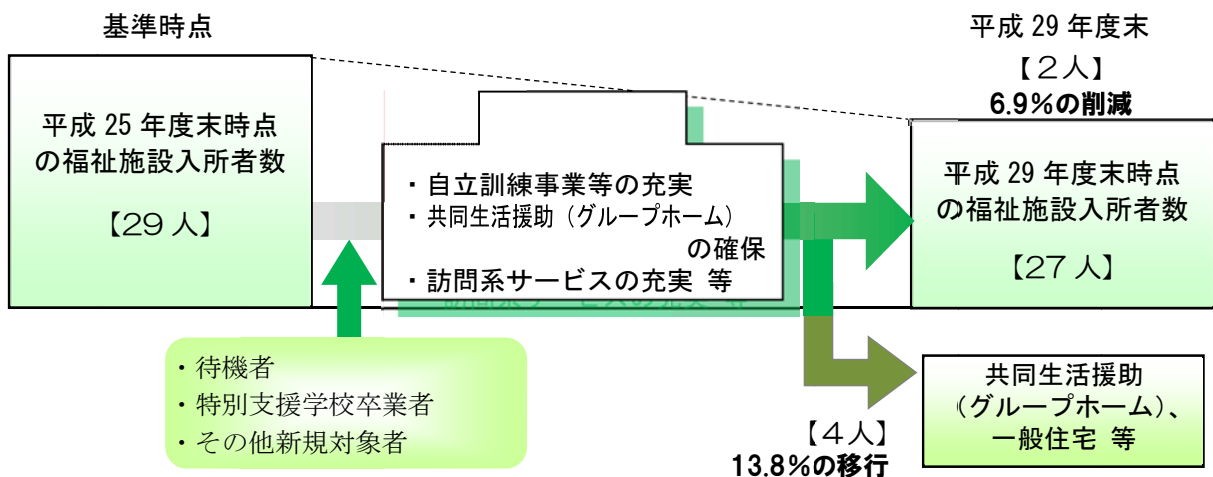
(1) 福祉施設入所者の地域生活移行者数

地域生活への移行を進める観点から、平成25年度末時点において福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用して、共同生活援助（グループホーム）や一般住宅等に移行する人を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成25年度末時点の入所者数の12%以上の地域生活への移行と平成25年度末時点の入所者数の4%以上の削減としていることから、本市においては、地域生活移行者数は4人（13.8%）、入所者の削減見込みは2人（6.9%）を目標とします。

項目	数値	考え方
基準時点の入所者数（A）	29人	平成25年度末時点の利用人員
平成29年度入所者数（B）	27人	平成29年度末時点の利用人員の見込み
【目標値】 地域生活移行数	4人 (移行率：13.8%)	平成29年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）
【目標値】 削減見込（A－B）	2人 (削減率：6.9%)	差引減少見込数

[福祉施設入所者の地域生活移行者数の目標数値イメージ]

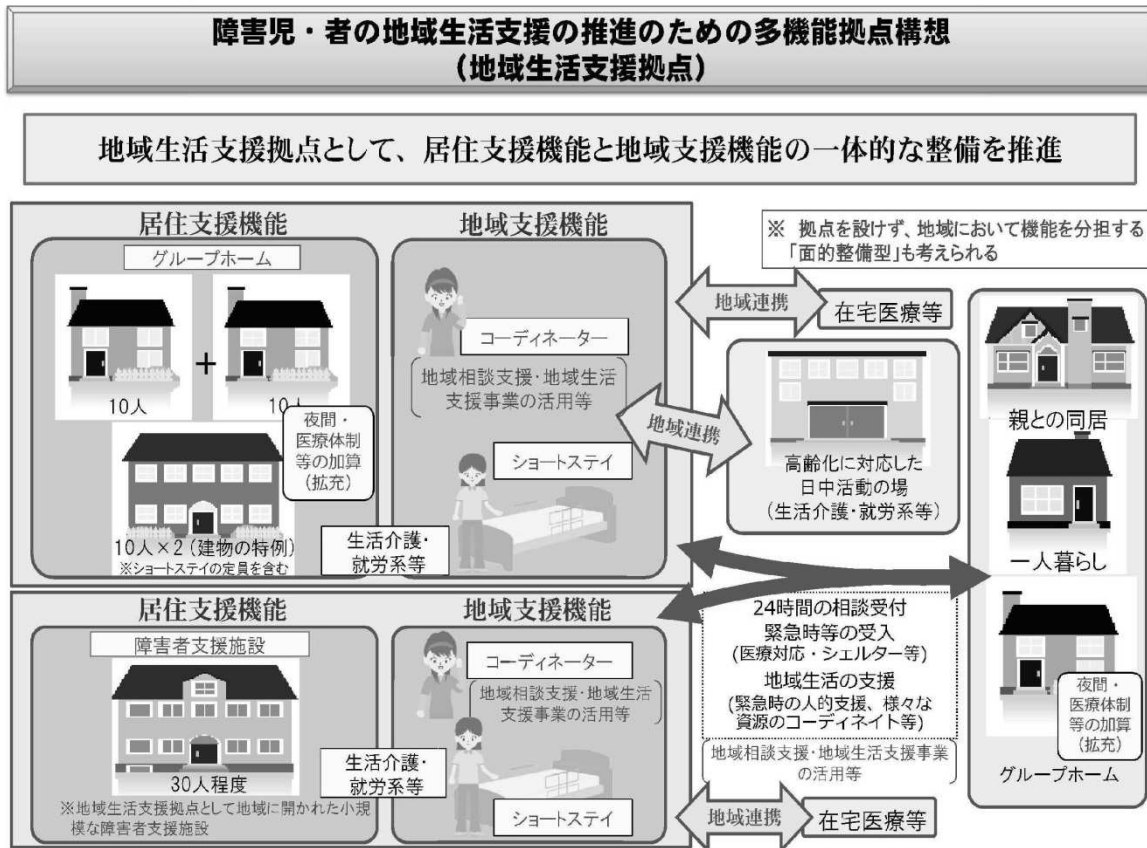


(2) 地域生活支援拠点等の整備

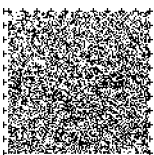
国の指針では、障がいのある人の高齢化、重度化等の対応や親亡き後を見据え、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていきける社会の実現を目指して、障がいのある人の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、平成29年度末までに各市町村 又は 各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1箇所整備することを基本とします。

国の指針を踏まえて、地域生活移行のための相談、助言、就労支援等や短期入所、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応等の機能を備えた地域生活支援の拠点について、地域自立支援協議会等の場を活用して検討し、平成29年度末までに1つ整備することを目指します。

[障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 イメージ]



資料:「厚生労働省」



(3) 福祉施設利用から一般就労への移行者数

国の指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する障がいのある人を平成24年度の移行者実績の2倍以上にすることを目指すことになっています。また、この移行者の目標値の達成のため、①平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末の利用者数の6割以上増加すること、②事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとされています。

本市における平成24年度の一般就労移行者の実績は4人となっています。そのため、平成29年度の一般就労移行者数の数値目標は8人とします。また、平成29年度の就労移行支援事業の利用者数の目標値は、平成25年度の1.6倍の16人とします。

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	4人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成29年度の年間一般就労移行者数	8人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

[福祉施設利用から一般就労への移行者数の目標数値 イメージ]

